

甲佐町物価高騰対応事業者応援金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、これまで継続して甲佐町内で事業を営み、地域経済及び雇用の維持に貢献してきた町内事業者が、緊迫する中東情勢の長期化に伴う原油価格及び物価の高騰並びに電力・ガス等のエネルギー価格の高騰により、更なる経済的負担を強いられている状況を踏まえ、町内事業者の事業継続を支援するために実施する甲佐町物価高騰対応事業者応援金事業（以下「本事業」という。）について、甲佐町補助金等交付規則（平成18年甲佐町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人事業者 町内に事業所を有し、事業を営む個人
- (2) 法人 町内に本社若しくは事業所を有し、事業を営む法人。
- (3) 事業所 継続的に事業活動を行うための事業活動の拠点となる場所であり、法人にあっては、甲佐町において法人町民税を納付していること。

(交付対象者)

第3条 応援金の交付対象となる者は、前条に規定する個人事業者又は法人（以下「対象事業者等」という。）であって、本要綱施行日以前に甲佐町内で事業を開始し、交付申請時点においても事業を継続し、今後も町内で事業を継続する意思を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としない。

- (1) 令和7年分の事業収入が48万円未満である個人事業者（法人は96万円未満）。但し、令和7年1月1日以降に開業した個人事業者及び設立された法人はこの限りでない。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員又は暴力団の統制の下にある者
- (6) 町税及び保険料、使用料等の滞納がある個人事業者または法人並びに法人の代表者
- (7) 令和7年分の確定申告または令和8年度分住民税申告において、営業等及び農業の両方の収入を有する者の内、農業の収入が営業等の収入よりも多い者
- (8) 令和7年分の確定申告または令和8年度分住民税申告において、営業等の収入より

も給与収入が多い者

(9) 令和8年1月1日以降に開業した場合において、令和8年分の確定申告又は令和9年度分住民税申告を行わない者

(10) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が認める者

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、次の各号に掲げる対象事業者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 個人事業者 60,000円

(2) 法人 120,000円

2 応援金の交付は、1交付対象事業者につき1回限りとする。

(事業の委託)

第5条 町長は、本事業の全部または一部を適切な事業運営が確保できると認める事業者（以下「受託事業者」という。）に委託して行うことができるものとする。

(応援金の交付申請)

第6条 応援金の交付を受けようとする対象事業者等（以下「申請者」という。）は、令和8年11月30日までに、甲佐町物価高騰対応事業者応援金交付申請書兼請求書（様式第1号又は様式第2号）及び甲佐町物価高騰対応事業者応援金交付申請に係る誓約書兼同意書（様式第3号又は第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人事業者の場合

ア 令和7年分の確定申告書第一表の写し又は令和8年度分住民税申告書の控えの写し

イ 前号の申告書が税務署に収受されたことが確認できる書類（確定申告の場合）

ウ 前々号の申告書に添付された収支内訳書の写し

エ 個人事業者名義の振込先口座の通帳の写し

オ 本人確認書類の写し

カ 税務署に提出された開業届の写し（令和7年1月1日以降に開業し且つ事業収入が48万円未満の事業者又は令和8年1月1日以降に開業した事業者の場合）

キ その他町長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人事業者の場合

ア 令和7年1月1日以降の事業期間に係る法人税確定申告書別表第一の写し

イ 前号の申告書が税務署に収受されたことが確認できる書類

ウ 令和7年1月1日以降の事業期間に係る甲佐町法人町民税確定申告書の写し

エ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

オ 甲佐町に提出された法人設立申告書の写し（令和7年1月1日以降に法人を設立し且つ事業収入が96万円未満の法人又は令和8年1月1日以降に設立した法人の場合）

カ その他町長が必要と認める書類

（応援金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により応援金の交付申請があったときは、その内容を審査し応援金を交付すべきものとして認めたときは応援金の交付を決定し、申請者に甲佐町物価高騰対応事業者応援金交付決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、応援金の不交付を決定したときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第15条の規定にかかわらず、応援金の交付に係る実績報告は第6条に規定する「甲佐町物価高騰対応事業者応援金交付申請書兼請求書」に代えるものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第16条の規定にかかわらず、第7条の規定による通知をもって規則第16条の規定による確定通知に代えるものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は第7条の規定に基づく交付決定を行った後は、速やかに応援金を交付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の全額を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により応援金の交付を受けたとき

(2) 規則又は本要綱に違反する行為があったとき

（応援金の返還）

第12条 応援金の支給を受けた者は、前条の規定による取消しの処分を受けたときは、速やかに応援金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 本要綱に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項については町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 本要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 本要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。